平成２４年（フ）第３４３号
奈良県桜井市大字粟殿1024番地の１
債務者　栗本　幸子
１　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３７０号
奈良市平松１丁目26番18号
債務者　菅原　由子（旧姓藤江）
１　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３７５号
奈良市鶴舞西町１番８―202号
債務者　竹林　正夫
１　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３８８号
奈良県生駒郡三郷町立野南１丁目24番５―307号
債務者　山瀬　健嗣
１　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１１５号
香川県仲多度郡まんのう町吉野下178番地５
債務者　山神　謙一
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１５０号
長崎県諫早市高来町法川５番地、前住所長崎県諫早市高来町平田633番地１
債務者　前田　　悠
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１６０号
長崎県大村市水主町２丁目695番地１　水主町グランペア202号、前住所長崎県大村市水主町２丁目685番地８
債務者　池田　健二
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１１２８号
東京都東村山市栄町２丁目30番地29サンコーポ久米川101
債務者　水澤　幸治
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２０２４号
横浜市瀬谷区二ツ橋町435―２　ウィンベルソロ三ツ境209、住民票上の住所埼玉県川口市元郷３丁目16番20号　ケヤキホームズⅡ101号
債務者　上久保博之
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０３５号
横浜市青葉区青葉台２丁目32番地６　田村コーポ505
債務者　川端　貴之
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０５７号
横浜市旭区上川井町2694―７　介護老人保健施設グリーンリーブズ赤枝内、住民票上の住所横浜市旭区今宿１丁目28番２号　パールハイツ２Ｆ
債務者　鈴木惠美子
成年後見人　植松　明美
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１１６号
神奈川県海老名市杉久保南３丁目18番12号
債務者　田添　治夫
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１３３号
横浜市南区三春台80番地８　エスプレイス三春台102
債務者　中川　忠和
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２３７号
横浜市神奈川区三ツ沢上町18番９号
債務者　羽田　保繁
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２４１号
横浜市中区本郷町３丁目276番地３　ポートタウン本牧304号室
債務者　原　健太郎
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２５９号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地１街区５棟307号
債務者　梅田　　修
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部